

令和8年度 第2回（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に
関する基本方針策定検討懇話会 会議録

- 1 開催日 令和8年9月7日（月）午後6時30分から午後8時まで
- 2 場 所 堺市役所本館 3階 大会議室3
- 3 出席者 ○構成員（敬称略 五十音順）
今西幸蔵（座長）、菅由季、宮坂政宏（副座長）、八尾宏道
○事務局
峯耕一郎 外

4 傍聴者 0人

5 会議録

次第1 開会（事務局挨拶）

○事務局 本日はお忙しい中、第2回（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討懇話会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、第1回懇話会で頂いたご意見を踏まえ作成しました基本方針骨子案についてご説明し、ご意見を頂きたいと考えております。

第1回懇話会で頂いたご意見が、骨子案にどのように反映されているかという観点も含めてご確認いただき、今後作成する基本方針案につながるご意見を頂きたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本懇話会は（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討懇話会開催要綱に基づき公開としております。また、本日の会議につきましては会議録作成のため、事務局において録音させていただきます。なお、録音した内容につきましては、本懇話会の会議録作成外の目的には使用いたしません。

続いて、本日の出席状況についてご報告いたします。

本日は大島構成員より、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。なお、本日の案件に関してあらかじめ資料に基づいて詳細にご説明し、その上でご意見を頂戴しておりますので意見交換の場で代読させていただきます。

（配付資料の確認）

それでは資料の確認をさせていただきます。

本日の会議は資料「（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針骨子案」、それと参考資料「第1回懇話会における構成員からの主な意見」により進めてまいります。

資料に不足がございましたら、職員までお声掛けください。

それでは、これより今西座長に議事進行をお願いいたします。

（座長挨拶）

○今西座長 皆さん、こんばんは。

本日は夜の時間になりましたし、また天候が不順な中で本懇話会を開いておりますので、大変恐縮ではございますが、大事な案件ですので、ひとつよろしくご意見いただきますようお願い申し上げます。

それではお手元の次第に沿って議事を進めます。

案件、「（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針骨子案について」でございます。

先日の第1回の懇話会において、先生方からたくさんの意見を頂戴いたしました。これを踏まえて作成された骨子案について、その内容や方向性をご確認していただき、今後作成する基本方針に向けて意見交換を行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

まずは資料「基本方針骨子案」全体につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

次第2 案件（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針骨子案について

○事務局 それでは、資料「基本方針骨子案」について、参考資料と合わせてご説明いたします。

まず骨子案とは、第1回懇話会においてもご説明いたしましたが、基本方針の各項目における基本的な考え方や方向性を整理したものです。

今後は、本日頂いたご意見を踏まえ、基本方針の内容や取組の方向性を、より具体的な文章にして整理した基本方針案を作成し、10月開催予定の第3回懇話会においてご議論いただくことを予定しています。

第1回懇話会では、参考資料に記載のとおり、「こどもたちに負担がかからない学校配置にすべき」、「人口推計等今後のことを考慮すべき」、「通学距離の目安には地域特性も考慮すべき」、「再編は小規模校や大規模校の良いところを取り入れ、多様な学校であってほしい」、「教育環境と地域コミュニティの両方を大切に

して議論を進めてほしい」など、多くのご意見を頂きました。
骨子案ではこれらのご意見を踏まえ、第1章「基本方針策定の背景」、第2章「基本方針の策定の目的と位置づけ」、第3章「学校規模」、第4章「学校配置」、第5章「めざす姿」、第6章「学校規模及び配置の適正化の方策」、第7章「学校規模及び配置の適正化に係る留意事項」、第8章「基本方針の推進及び検証」として整理しております。

第5章「めざす姿」は、第1回懇話会でお示した「基本方針構成案」にはございませんでしたが、内部での検討において新設したものです。

本日は第1章と第2章、次に第3章と第4章、次に第5章と第6章、そして第7章、最後に第8章の五つのブロックに分けてご説明し、ブロックごとにご意見を頂きたいと考えております。

資料「基本方針骨子案」全体についての説明は以上でございます。

○今西座長 どうもありがとうございました。

ただいま、資料「基本方針骨子案」全体と、それから本日の議事進行に関わる説明をいただきました。

それでは、第1章「基本方針策定の背景」及び第2章「基本方針の策定の目的と位置づけ」について、事務局からご説明お願いいたします。

次第2 (1) 第1章「基本方針策定の背景」及び第2章「基本方針策定の目的と位置づけ」

○事務局 第1章では、(1)「本市の人口推計」、(2)「児童生徒数の推計」、(3)「学級数の推計」、(4)「国の動向」、(5)「本市の取組」として整理しております。

第1回懇話会では、「学級数の減少については、割合だけでは実態が分かりにくい」とのご意見を頂きました。そのため、この章では児童生徒数及び学級数について、割合だけでなく、実数やグラフを用いて状況が分かるよう整理しております。

また、「人口推計と今後の状況も予測すべき」というご意見を踏まえ、児童生徒数と、学級数のグラフには将来推計を反映させました。

続いて第2章では、(1)「基本方針の策定の目的」、(2)「基本方針の位置づけ」として整理しており

ます。

本基本方針は、将来の児童生徒数の推計を踏まえ、学校規模及び配置の適正化の方向性と方策を示し、保護者や地域住民等と共有することを目的とし策定するものです。

また、「第4期未来をつくる堺教育プラン」との整合を図るものとして位置づけており、その教育プランでは「11学級以下の小学校を、学校規模及び配置の適正化に向けた検討対象」としていることを踏まえ、本骨子案においても、11学級以下の小学校は、教育プランと同様に学校規模適正化の対象として位置づけております。

第1章と第2章の説明は以上でございます。

○今西座長　ただいまご説明いただきましたのは、第1章と第2章の概要でございます。

第1回懇話会において、「児童生徒数や学級数の減少の示し方に工夫が必要である」というご意見とか、あるいは「将来推計を予測することが適切である」というご意見を頂戴しております。そういったところを踏まえて、ただいまの事務局のご説明に対して、皆さんからご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ、忌憚のないご意見をください。

○菅構成員　質問です。

第2章（1）「基本方針策定の目的」に、「学校規模及び配置の適正化に関する方向性と方策を示し、保護者・地域住民等と共有する。」となっているんですけれども、これってどんな形で共有されるんですか。

○今西座長　住民との共有の仕方ですね。

これは事務局に答えてもらいましょうか。今お考えのことで結構です。

○事務局　ホームページに公開するということは考えております。

また、今後基本方針を策定する過程の中で、パブリックコメントを実施する予定ですので、そこでまずはこういった基本方針をこのように考えていますということが、公表されます。

それを受けて、議会でもご議論いただけるかなというところがあります。

そして成案になって基本方針が決まりました、ということでホームページにアップするといった形になります。

○今西座長　ありがとうございます。

住民との共有はとても大事なことなんでね。今のご指摘は非常に重要だと思うんですが、皆さんでその具体的な方策、今事務局からご答弁いただいた以外に何かありませんか。

○宮坂構成員　今、座長のおっしゃったとおりですね。

例えば統合をするという話になるときに、すごく丁寧なやり方していかなきゃいけないと思うんですよ。

パブリックコメントも取られる、ホームページで公開されるということなんですけれども。

丁寧にやらなきゃいけないというのは、まず統合の話の中でメリットとデメリットが必ず出てくると思うんですよね。それで統合したほうが良いかどうかという、事前のアセスメントも含めてきっちりやっていくということですよ。

統合した方が良いか、第一段階として、事前の協議ももちろん方針に従ってということだと思うんですが、それは必要であると。それで統合するに当たっても留意点があると思うんですよ。

統合したら良いという判断が出たとしても、メリットとデメリットとは当然出されてたと思いますので、実際統合

するに当たってのメリットを伸ばして、統合の効果というものをより出るようにしつつ、デメリットを防いでいくためにどうしたらいいのかということをきっちりやっていくということ。

それから、実際統合しましたよと終わるのではなくて、統合後にメリットもデメリット、課題点もいろいろ出てくると思うんですね。その時にどうするのかという、一連の流れをある程度しっかりと計画的に置いておくことが良いと思います。

私が申し上げた第一段階だけでもダメでしょうし、第二段階だけでもダメですね。

やっぱり第一歩の三つの流れっていうのをきっちり押さえた上で、将来を見た上できっちりおやりになるのが良いんじゃないかなと。

そうしろと言ってるわけじゃなくて、そうすると丁寧にできるんじゃないかなという話で申し上げます。

○今西座長 今、事務局と宮坂構成員のご意見をお聞きましたが、他に何かご意見ございますか。

また何かありましたら言ってくださいね。

それでは次に、第3章「学校規模」、第4章「学校配置」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

次第2 (2) 第3章「学校規模」及び第4章「学校配置」

○事務局 第3章では、(1)「学校の規模別学校数の推計」、(2)「学校規模適正化の観点」、(3)「適正規模の範囲」として整理しております。

第1回懇話会では、「単学級であっても、縦割り活動を通じて得られる学びがある」とのご意見を頂きました。また、「単学級では人間関係や、実際の学びにおいての多様性等重要な面が削られる」とのご意見も頂きました。

この章では、文部科学省の手引に示される学校規模ごとの特徴を踏まえ、本市における適正規模の考え方を記載しております。

続いて、第4章では(1)「基本的な考え方」、(2)「通学距離及び時間の基準」、(3)「通学区域(地域)との関係」として整理しています。

第1回懇話会では、「地域コミュニティは、特に小学生にとって重要な役割を果たしており、その中で多様な学びの機会が保障される」とのご意見や、「通学距離には地域特性も考慮すべき」などのご意見を頂きました。

この章ではその趣旨を踏まえ、地域との関係性や地域活性化に配慮することや、通学距離・時間は地域特性を考慮することを記載しております。

第3章と第4章の説明は以上でございます。

○今西座長 「基本方針骨子案」の第3章と第4章の説明をいただきました。

第1回の懇話会では以下の四つのことが特に出ております。

一つめは小規模校や単学級校に対する考え方はどうなのか、二つめには学校規模と教育効果、子どもたちに対する効果の関係はどうなのか、三つめには通学距離とその安全性に関する問題、四つめには地域コミュニティとの関係についてですね。また他にも多くの貴重な意見を頂いております。

そういったところを踏まえて、第3章、第4章のご説明に対して、構成員の皆さんからのご意見を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○宮坂構成員 学校規模の適正化というのは難しくてですね。

先ほどもお話がございましたとおり、地域や学校の特性、学校の文化とかいろんなものが関わってきますので、

なかなか適正かどうかを判断するのは難しいと思います。それでさっき三段階と申し上げたんですけれども。

ただ、こどもの教育上の視点と、ここに書いてあるような配慮すべき点、例えば通学距離とか心理的な負担とか、そういったものと相合わない部分が結構あるんですよね。

教育上のメリットは、こどもの育ちから考えたら2クラス以上のほうが大きいと思うんですよね。

私共の小学校の時のことを考えていただいたらいいんですけれども、私も複数クラスありました。

複数クラスあった時に、隣のクラスのことって小学生の時に詳しく分かってないですよ。分かってないのと同じ時に、自分自身のクラスにアイデンティファイしていくとか、準拠集団になってるということなんなんですけれども。

自分自身のクラスは準拠集団であって、隣のクラスはもちろん準拠集団ではないので、それと自分の比較とか、あるいは隣のクラスといろいろ競合していくとか、あるいは協働していくとか。

そういったこともこどもの育ちにとっては、個々人の競合とかって以前に大切なことになってくるんですね。

ですから、こどもの育ちにとってみれば、複数クラスあったほうが良いんですよね。

ただし複数クラスにするに当たって別々の学校を統合していくと、通学区域が変わったりとかデメリットがあるわけですよ。そのデメリットと今申し上げたこどもの育ちについてのメリットとを、どうやって勘案してやっていくのか、すごく難しいですよ。どこでどういう形で判断していくのかですね。複数クラスある方が、こどもの育ちにとっては良いんですよ。

だけどデメリットもたくさんあると。地域性で、地域との関わり方から、それをどのように図っていくのかなって。

後でも出てきますけど、それってすごく難しいことですので、行政の判断がどうされるのか、今後大きな課題になってくるなと思って事前に申し上げたいと思っております。

○今西座長 はい、大変難しい判断ですよ。

皆さん今のご意見に対してもし何かございましたらどうぞ。

○菅構成員 難しい判断だなと思うんですけど、どうしても小学校は2クラス以上にしないといけなような書き方なんだなというか、そう見えてしょうがないと言いますか。

ここから人口が減少していく中で、統廃合していったら、本当に今までと同じ流れのままなんじゃないかなと見えてしまうんですよ。

なんかこうとりわけ、どこがこの懇話会で変わるのかな、今までと同じなんじゃないかなっていうのが、すごく率直な意見なんですけども。

○今西座長 よく分かりますよ。

いろんな意見があるけれども、一番大事なことは「こどもにとって一番良い教育環境」だと思います。

教育はどんどん変わっていったら、新しい時代に生きるこどもたちに最も適切な教育をどうしたらいいかということだと思うんですね。そういうことまで考えていったら、その人数とか規模の問題とかいろんな問題はあると思うんですけどね。

それを私たち大人が賢く、進むべき道を見つけていくことが大事ななと思ってます。私の基本的な考えです。一応個人の意見を申し上げました。

八尾構成員どうですか。

○八尾構成員 まず感想の部分としては、前回の通学距離のところで地形や道路状況という「校区の特性を配慮する」という文章を出してもらったというところで、すごく良くなったというのが個人的な思いです。

第3章「学校規模」は、これは皆さんと一緒に意見が割れるような内容ではあると思ってるんですけど、やっぱり管さんの言うとおり、どちらかと言うと「小規模を減らす、2クラス以上にする」という方向を示している第3章になっている気はします。

なので大規模校も問題はあるけれども、小規模校をなんとかするっていう。

分かるんですけど、小規模校をそのままにするとか、そういう持っていく方というか、示し方が書けないかなっていうのは思いますね。

○今西座長 はい。大変参考になるご意見だったと思います。

事務局から何かありますか。

○事務局 今回、「基本方針」の「骨子案」の段階ですけど、これを示す背景に、行政が運営している公教育、公の教育、その義務教育レベルが、どうあるべきなのか、今どういう状態なのかっていうところを前提としてとご理解いただけたらと思うんですが。

後の第5章の、丸の三つめのところを先行してお話をさせていただきたいと思うんですが、堺市が実施する小中義務教育の公教育で、規模の大きい小さいはあります。

何が良いのか悪いのかという話ではなくて、生まれた地域とか、今お住まいになっている地域で校区が決まるのが、行政がしている公教育なんですね。

私立の学校っていうのは、どこにお住まいでも選んでいただける。

公立小中学校は、居住する地域で行く学校が決まる、これを前提としてるわけです。その地域のこどもの数によって環境が変わる。小規模と大規模というのは大きく環境が変わります。これはもう皆様が認めていただけたことかと思うんです。この差がいかなものかというのが我々の大きな観点なんですね。

小規模だからダメ、大規模だからダメっていうことじゃなくて、この差はこのままでいいんですかねという話を、皆様と考えるための基本方針と考えています。

教育の公平性っていうのは、ちょっと遡って第3章のところに戻っていきんですが、文科省が言っている小規模学校とか大規模学校の特徴の中に、先ほど宮坂構成員もおっしゃったように、小規模だと個別指導やきめ細かい指導が行いやすい、意見や発表できる機会が多くなる、これらも当然メリットだと思います。一方で、デメリットというのはクラス替えができないとか、多様な考えに触れる、認め合う教育活動、集団の教育活動にはちょっと困難さがあるかもしれない。

そんな中、先ほどお示したようにそれぞれにメリット、デメリットがあることを十分に理解しながら、ただ生まれたところ、その地域に住んでいるというだけで、環境の差があってもいいんでしょうかというのは、我々の一つの懸念の材料になっています。

まずもって小学校の小規模のところをどのようにしていくんだという考えを整理していく、そこには中学校も絡んできますので、次に大規模の課題整理をしていきたいと思います。

○今西座長 私は小規模校、大規模校という二元対立的なものはあまり望ましくないと思ってるんですよ。

小規模校が抱えているプラスの点はもちろん活かさないといけないし、マイナスな点もある。

一番大きなマイナス点は今の教育課程に合っていないところなんですよ。

今の文科省の教育課程は、グループディスカッションとかグループエンカウントとか、要するにグループが中心なんです。そういう今の学習指導要領に合わせてこどもたちを育てなきゃいけないのに、小規模校ではものすごく難しいんですよ。

私は前からそういう意見を持っているんですけどね。できるだけフレキシブルに考えていく。いろんな方策がある、それを大人が知恵を出して、デメリットを埋めていくことを考える、それが大事かなと思っております。

皆さん立派に活動されている方々ですから、ご意見を出していただいてより良いものになればと思ってます。

○菅構成員　　今のお話を聞いていると、教育の公平性が人数の部分でお話が進んでるのかなって。

本当に人数だけを見てるような感じに見えてしまったので、公平性って一体何なのか、っていうところからなのかなって思ったりもしたんですね。疑問点と言いますか。公の公平性、公共教育の公平性。

○宮坂構成員　　よろしいですか。

先ほど教育委員会からですね、環境の差があって良いのかというお話がありました。

この環境っていうのは、今おっしゃった人数というところもあるんですけども。

複数学級あった時のメリットというのはどういうメリットなのかというと、単学級と複数学級で、こどもたちの育ちにどう影響を与えるのか、こどもたちの学びにどう影響を与えるのか。学びについては今西座長がおっしゃっていたように、最近は協働的な学びということもかなり重要視されております。

以前は1クラス40人学級でしたが、今は1クラス35人学級になっていますから、もしその学級を複数学級に分けるとすると、1クラスは17人以下になります。2クラスあったとしても単学級は17人程度なんです。

17人程度の学級で、協働的な学びってなかなか成立しないんですよ。そういう意味では、こどもが多様な考えに触れるとか、集団と集団の中でいろんな意見を交わしたり、考え方を交流したり、行事をやっていくに当たって17人程度でいいのかなという話になってくるんですね。これは数の問題じゃなくて、こどもがどう育っていくのかという問題で。

こどもが育つためには、どのぐらいの人数が必要かということよりも、どういう多様な触れ合いができるのか、学びの協働性が成立するのか、そういった部分から、おっしゃっているのはそういうことですよね。学級数ではなくて、こどもの育ちや学びにとってどういうメリットがあるのか、それを考えずに学級数を増やすだけでは困ると。

数だけで言えば、別に1クラス40人とか50人とかいたら、単学級でもいいんですよ。クラスの中で集団を分けて、協働的な学びとかをやらせればいいわけですから。

ただ17人程度の学級ということになってくるとちょっと厳しいんですね。とても多様性という観点ではなかなか難しい。特に同一学年の中でそれができないっていうのは、逆にこどもにとってデメリットじゃないかなと。

だから理想を言えば、各学年に2クラス以上あり、各クラスに一定の人数がいてほしいと思います。

クラスの人数について申し上げましたが、それだけでなく、やっぱりこどもにとって準拠集団もあって、別の集団もある、その中で学んで育っていくというのは発達段階の上ですごく大切なことなんですよ。

ですから、そういった面で見えていただいたら良いと思いますよ。

数だけじゃないと思います。準拠集団と別の集団があるということの大切さです。

別の集団がないとどうなるかというと、学校内で、学級内でカーストができるんですよ。

学校カーストって聞いたことがありますよね。すごく問題にもなっています。単学級の学校で、こどもたちは自分たちの集団でまとまっていますから、外には絶対出さないんですけど、学級内でカーストができるんですよ。

カーストがそれは6年間ずっと、中学校まで続くんですよ。それがいいのかと問題提起した学者もいます。

実際そうなんですよ。その中で人間関係が合わなくていじめとか、途中で辞めて私学に行くとか、あるいはもう中学校のときに私学に行くとか、そういう例も結構あるので。一例ですから、単学級の学校全部にカーストがあるというわけじゃないですけど、集団の中では必ずそういう序列みたいなものができてきますから。そのへんもちょっと考えたほうがいいかなと。複数クラスあれば入れ替えもできますし、いいんじゃないかなと。

だから、そういう形でメリットを捉えないと、数だけでやるっていうのはダメだと思います、おっしゃるとおり。
ただ、それがそういうデメリットがないのであるならば、単学級も面白いと思います。

○今西座長 数じゃないですよ。

それだけ一定の数が集まらなかったら、教育の質が担保できない。教育の質を確保することはこどもの学習権ですからね。学習権を奪ったらダメなんです。その一点になるんですね。

だからおっしゃったとおり、例えば1クラス40人、50人いたら、単学級でも何の問題もない。

昔の時代とは違うわけですから、今の教育の質を、こどもたちに平等にちゃんと担保するにはどうしたらいいかという問題かなと、私はそう思ってるんですよ。

○菅構成員 そうですね。

多様性に触れるにはやっぱり人数がいた方がいいとか、複数クラスあった方がカーストのことを考えたら入れ替えができるから良いとか、メリットもたくさんあるのはすごい分かるんですけど。

環境の差という言葉にすごく私が引っかかってしまったんです。環境の差はどこに行ってもあるんじゃないかなっていうのを感じたんです。それを全部平らに、教育ができるのかって言ったら、絶対できないと思うんです。

だからそれを踏まえて、こどもたちがより良い環境になるように、その環境の差を活かすことを考えるっていうことはできないのかなと思うんですけども。

○事務局 こどもの数というのが一体何に影響してるんだという、こう派生していくイメージをお持ちいただければありがたいんですが、文科省の示している小学校は1クラス35名なんです。35名の1学年1クラスと、20人以下の1クラスがあるとします。

ここで議論の中で整理しなくちゃいけないのは、全体の学校規模としての小規模という部分と、少人数クラスというのは、実は全く違う形ですよ。

少人数クラスっていうのは基本的にメリットがあるとされてるんですね。先生がいろんな指導に、児童生徒に個別に関われるんだというメリットはあると言われていて。

ただ一方で小規模というのは、ちょっと少人数クラスは全く違って、規模が小さいと何が起るかというと、担任数が少なくなる。先生がというか全体として大人が学校の中で少ないんです。

ですから、1学年1クラスしかなければ、担任は6人しか文科省から措置はされません。加配というか、別で堺市オリジナルで作成するものはさておきですね。

一方で、2クラスあれば12人の大人がこどもたちを見ている。

この差が実は大きくて、校外学習・野外活動をする時なんか、グループで別にやると思います。

35人を5人ずつのグループで分けると、7グループありますよね。でも単学級の小規模学校には、学校内に先生が7人いないんです。

そうなると、校外学習におけるグループ分けができているのか、環境と言ってますが、そういうことが実施できるようになっているかというのが、我々は課題として認識してるんですね。

こどもの数を増やそう、だから一緒にしようという考え方ではなくて、彼ら彼女らの活動をちゃんとフォローする環境、その中に大人の数のこともあります、そのためにもやっぱり何らかの方策を打ち出す必要があるんじゃないかというのが、今回の基本方針のベースになる考えとなります。

○今西座長 次の第5章「めざす姿」及び第6章「学校規模及び配置の適正化の方策」について、事務局

の説明をお願いいたします。

次第2 (3) 第5章「めざす姿」及び第6章「学校規模及び配置の適正化の方策」

○事務局 第5章は、第1回懇話会のご意見や、その後の内部検討を踏まえ、新たに設けた章です。

第1回懇話会では、「学校規模及び配置の適正化」は、単に児童生徒数の調整を目的とするものではなく、児童生徒にとってより良い教育環境を確保することが重要である」とのご意見も頂きました。そのためこの章では、人口減少や学校の小規模化といった現状や課題を踏まえながら、学校規模及び配置の適正化を通じて、最終的にどのような教育環境の実現をめざすのか、その基本的な考え方を整理しています。また、背景や目的、学校規模及び配置に関する考え方を整理した上で、何のために取り組むのかということを示す構成としています。

続いて第6章では、第5章で掲げためざす姿の実現に向けた考え方や取組を示すため、(1)「取組の基本的な考え方」、(2)「取組手法」として整理しています。

本章は基本方針の中でも、実際にどのような考え方や手法で、学校規模及び配置の適正化を進めていくのかという、取組の基本的な考え方を示す章としています。

取組の基本的な考え方として、小学校の小規模化が進行している現状を踏まえ、小学校への対応を優先的に進めることを基本としています。また、第1回懇話会では適正規模の考え方について、「学校規模のみで一律に判断するのではなく、教育上の課題や地域事情等も踏まえて総合的に判断すべき」とのご意見を頂きました。このため、「学校規模を基本的な指標としつつも、校区との十分な協議を重ね、理解と協力を得ながら取組を進めること」、また、「再編に当たっては、校区の実情に応じて施設一体型小中一貫校や義務教育学校、特認校制度の活用等、多様な手法を検討すること」、それから「教育上の課題や校区特性、将来の見通し等を踏まえ、それら複数の方策を比較、検討して進めること」として、取組手法に記載させていただいております。

こうした考え方を踏まえ、取組の流れでは、まずは学校規模を基に対象校を抽出し、保護者や地域住民の皆様との対話を通じて校区の実情等を把握した上で、再編の方向性や具体的な取組手法を検討する流れを示しています。

着手する目安としては、将来的な学校規模や学校の状況に応じた検討の優先度を整理しています。

第1章や第2章でも触れたとおり、第1回懇話会では「現時点の学校規模だけでなく、人口推計等を踏まえるべき」とのご意見を頂いており、その趣旨を反映し、将来的な児童生徒数の見通しを考慮するという考え方としています。

第5章と第6章の説明は以上でございます。

○今西座長 基本方針骨子案第5章「めざす姿」及び第6章「学校規模及び配置の適正化の方策」のご説明をいただきました。

第1回の懇話会で、「再編整備を前提とするのではなく、様々な手法を比較検討すべきであること」、それから「小中一貫校、義務教育学校、特認校等、多様な選択肢を比較、検討すべき」というご意見を頂いております。

そこで、本日欠席されております大島構成員からお預かりしたご意見について、事務局から代読をお願いいたします。

○事務局 それでは、大島構成員からお預かりしているご意見を代読いたします。

「今回の基本方針骨子案を拝見していて、まず気になったのが、再編、再編整備、再編整備等多くの似た言葉が使われていることです。それぞれに意味や使い分けがあると思いますが、市民や保護者の立場からすると少し分かりにくいところがあります。今後この基本方針を市民の皆様へ説明していくことを考えますと、それぞれの言葉が具体的に何を意味するのか、できるだけ分かりやすく整理していただきたいと思います。」

以上、大島構成員からのご意見の代読となります。

○今西座長 事務局から大島構成員のご意見を代読していただきました。

今の事務局のご説明について何か皆さんからご質問ありますか。

私からの質問ですけどね、今の大島構成員のご意見に対して事務局はどう思われますか。まずそのご意見をお伺いしたい。

○事務局 はい、大島構成員のご意見を頂きまして、基本方針骨子案を今一度見直しているところです。

あくまで骨子案の段階ですので、言葉遣いの整理がまだ揺らいでいる部分があるというのは認識しておりますので、最終の基本方針案にてご覧いただく段階では、しっかり言葉の定義を含めて整理させていただきたいと思います。

○今西座長 ありがとうございます。その点、よろしくお願いいたします。

今の大島構成員のご意見も含めて、第5章、第6章について皆さんからご意見を求めます。

○宮坂構成員 基本的に再編に関してお考えになっている案は、かなり丁寧な言い方だと思います。

例えば、規模や配置の適正化について基本方針を今作っているわけなんですけれども、これはきっと基本方針ですよ、強制するもんじゃないですよという話なんですよ。基本方針を市民に出して、それで市民の意見を聞く。しかもそれだけでなく、意見聞いた上で取組手法とか、そういうのもまだ考えていきますよ。さらに再編整備懇談会というものを設けられるんですよ。そこで丁寧にまた議論しますよ。その上で実際にやるかやらないかも含めて再編を進めるということだと思うんですけども。

第8章に戻ってくるんですけども、それはPDCAにもちゃんと位置づけてやっていきますよと。これ、すごく丁寧なやり方だなと。ですから、このやり方としては非常に丁寧なんじゃないかなと私は思ってます。

基本的な教育機会を子どもから奪わないようにと、そういった話もあるでしょうし。ベースの教育機会を奪わない、公教育としての教育機会を奪わないっていうのは、もちろんベースとしてあるんですけど、その上デメリットもメリットも、いろんなお考えも、立場も、固定化された学校の文化とか、そういうのもいろいろある中で、こういう形でやりになっていくこと自体、私はすごくいいことだと思います。

あとはこのやり方をどうやっていったらよい結果に結びつくかということ、考えていただいたらいいかなと。

これ基本方針というよりも、もうむしろ実施計画の第一歩みたいな形になっていてですね。なかなかよくお考えじゃないかなと。基本方針から一歩進んだ内容になっているんじゃないかなという気もしますけれども。

以上です。

○今西座長 今の宮坂構成員のご意見を含めて、第5章、第6章ですが、いかがでしょうか。

私は第6章の（２）取組手法の三つめかな、ここが肝だと思ってるんですよ。

先ほどフレキシブルにと言ったと思うんですけど、色んな見方がある中で色んな方策がある。

それぞれ地域の実情も違いますし、住民の感情も違うし、まず学校の歴史も違う。そこを踏まえながら、住

民と対話をしながら、行政が丁寧にやっていかれるということなのかなと思ってますのでね。

そういう意味では、この（２）取組手法の三つめがいいなと思って言わせていただきました。

○八尾構成員　私も感想に近いんですが、この取組の流れの例といい、今の文章といい、丁寧にやっていただけるとパッと見て分かるような内容になってるかなってというのは思います。

ただ、この流れを組むのにどれぐらいのスピード感なのかなってというのは少し気になることです。①から④まで、そんな1年や2年でできないってことは理解しているんですけど。実際その間もこどもはその小学校で過ごしてって、小学校1年生に入ってから中学校を卒業するまでその教育を受けてくるわけで。でも並行してこれやって、その1年生が卒業してもまだやってるってあんまり意味がないかなと。そのこどもたちはそのめざしている統廃合も含めて、そういう教育を受けてないこどもたちになってしまうので。

なのでこのスピード感っていうのも、どれぐらいで考えているか、ある程度当然地域とか自治会とかの事があるのも当然分かりますので、様々と思うんですけど。6年とか8年みたいなある程度の目安は入れておくほうが、より伝わりやすいかなと思ってます。

○今西座長　なるほどと思います。スピード感ですね。

皆さん方から意見ありましたらどうぞ。

事務局は今のご意見を聞いておられて何かありますか。

○事務局　今後のスケジュールとしては、今お示ししている骨子案を成案として出していくんですけど、その段階では何らかの表現ができるかどうか検討をしていきたいなと思います。

過去の事例の中では、小学校同士の再編を今まで四つさせていただきました。

ただ取組の流れが全く当時とは違ってきます。

我々は新しくこういった流れで丁寧にやっていこうということ、それを宣言的に書いているがゆえに、どれぐらい時間を要するのかというのは、おぼろ気ではしか見えてないというのは事実です。

再編をする、そこで何らかの整備が必要だということが決まってきたの、年次的なところはイメージできます。

何が必要かという議論を終えて、その設計をして予算化して、実際の工事があって、その後こどもたちがそこへ通えるまでに、少なくとも3年、4年以上はかかるのではないかなと。

再編整備懇談会に至るまでと、再編整備懇談会をして具体的に課題の解決策を皆様と協議をする、この期間によっては、全体的には期間がかなり変わってくると思うので。

そのへんの表現をどのようにできるか、検討させていただきたいと思います。

○今西座長　大事なことですから、ぜひご検討をお願いいたします。

それでは、第7章「学校規模及び配置の適正化に係る留意事項」についてご説明をお願いいたします。

次第2 （４）第7章「学校規模及び配置の適正化に係る留意事項」

○事務局　第7章では、（１）「児童生徒及び保護者の視点」、（２）「地域の視点」、（３）「児童生徒の意見」、（４）「安全・安心な通学路の確保」、（５）「再編校の施設整備」、（６）「学校跡地の活用」として整理しています。

第1回懇話会では、「学校再編は教育だけの問題ではなく、地域活性化にも大きく関係する」とのご意見を多数頂きました。このようなご意見を踏まえ、学校は「教育の拠点」、「地域コミュニティの拠点」、「地域防

災の拠点」、「地域活性化の拠点」という四つの役割を担うものと捉え、それぞれの役割の留意事項を示しております。

また、学校規模及び配置の適正化を進めるに当たっては、児童生徒や保護者、地域等に加え、安全・安心な通学環境の確保や、学校施設、学校跡地のあり方等、再編の検討段階ごとに留意すべき事項は異なることから、各段階で求められる視点や課題を踏まえながら進めることが重要であると考えております。

具体的には、(1)「児童生徒及び保護者の視点」と、(2)「地域の視点」は、再編の方向性を検討する初期段階において、それぞれの立場から配慮すべき事項を示しています。また、(3)「児童生徒の意見」については、再編の影響を受ける当事者である児童生徒の意見を、再編の検討段階に応じて聴取することの必要性、留意事項を示しています。

さらに、(4)「安全・安心な通学路の確保」、(5)「再編校の施設整備」、(6)「学校跡地の利活用」については、再編の方向性が一定整備された後の、具体的な検討段階において必要となる協議・調整の留意点を示しております。

この章では、このような考え方のもと、学校規模及び配置の適正化を進める際に留意すべき事項を整理していますので、それぞれの論点について改めてご意見を頂ければと考えております。

第7章の説明は以上でございます。

○今西座長 基本方針骨子案の第7章のご説明をいただきました。

第1回の懇話会では「学校は教育の場」であることに加えて、「地域コミュニティの拠点」であること、それから「防災、地域活動等の面で非常に学校は重要な役割を果たす」といったご意見を頂いております。

さらに、本日欠席の大島構成員からも意見を頂いていると聞いておりますので、事務局から代読をよろしくお願いします。

○事務局 では、大島構成員からお預かりしている意見を代読いたします。

「学校の規模や配置を考える際には、現在の児童生徒数だけではなく、今後の人口の変化や地域の状況等、将来を見据えて判断することが大切だと思います。

そして、実際に学校の統合や再編を進める場合には、学校だけの問題として考えるのではなく、通学の安全、通学距離や時間、保護者の負担、そして地域のつながりについても十分に考えていただきたいと思います。

私たち地域では、こどもたちの登下校の見守りや地域活動等を通して学校と地域がつながってきました。

学校が再編されることで、そうした地域とのつながりがなくなってしまうことは避けていただきたいと思います。

少子化によって学校の規模や配置を見直す必要があることは理解しています。

だからこそ、単に学校を統合することだけではなく、再編した後、こどもたちが安心して学校生活を送れるのか、地域との関係をどう維持していくのか、というところまで考えて、丁寧に進めていただければと思います。

特に保護者や地域住民に対して、決まったことを伝えるだけではなく、検討の段階から意見を聞きながら進めていただければと思います。

こどもたちにとって、より良い教育環境を作るという目的を大切にしながら、地域の声も十分に反映していただくことをお願いしたいと思います。」

以上、大島構成員からのご意見の内容となります。

○今西座長 はい、どうもありがとうございました。

代読していただいた大島構成員のご意見も含めて、先ほどの事務局のご説明について、構成員の皆さんか

らご意見を頂戴したいと思います。

- 菅構成員 第7章（1）の中に、「保護者の不安や負担の軽減に努める」という一文があるんですけども、この「保護者の負担の軽減」を学校の先生方もすぐおっしゃられるんですけども、学校が頑張りすぎることで、保護者がお任せしますという状態になってると思うんです。

「保護者の協力を得られるように努める」としてもらって、保護者をちょっとでも学校に巻き込んでもらえたらなって思ってるんです。

「第4期未来をつくる堺教育プラン」の時にも言わせてもらったんですけど、学校は学校だけで完結させてしまおうとしてる部分があるんじゃないかなと思っていて、もう少し保護者の協力を得てもいいんじゃないかなと思っている次第です。

- 今西座長 私もそのとおりだと思います。どうでしょうか。

- 宮坂構成員 今の視点から付け足しで、私がちょっと思っているのは学校組織ですよ。

例えば、A小学校とB小学校が一緒になる時に、一つの学校の組織には一つの学校の文化、それから教員の教えるスタイル、それから学校内に規範みたいなものがありますよね。もう一方にもそれがあります。

それは二コイチというわけにいかないですよ。だからその時に、さっきの取組手法のところで、そのへんを十分議論していただきたいと思うんですけども、それが解消されずに、その組織が一つになった時に、ものすごく軋轢があるというか、組織的に機能しないというか。

だから保護者とか学校の先生が一番気にするのはそのへんだと思うんです。今までうまくいってるのに、二つが一緒になってからあかんようになったのではないかと。それは不満とか大きな不安だと思うんですよ。一言で言えばそうならないように。

先生方って今までこの教育スタイルでやってきて、この学校でうまくやってたのに、一緒になったらあそこ違うのに、ガラガラポンでやるのかと。そういうような、これも不安だと思うんですよ。

文科省の指導要領に基づいて同じ教科書や同じ教材でやってたって、教師によっては学習スタイル、あるいは学校によっては学習スタイルが当然違いますし、学校内における規範も当然変わっていく。教員の規範とか子どもたちの規範も変わってくると、そういった学校文化も変わっていると、行事一つだってですね、こういうやり方でやってきたんだと。あるいはこういう行事をやってきたけど、こっちの学校ではその行事はあんまりやってないとかいろんな違いがあると思うんですよ。そういったものをうまくクリアできるようにしていかないと、本当に絵に描いた餅みたいになってしまいますので。

保護者さんの不安に入るのか、教職員の不安に入るのか、子どもたちの意見に入るのか、ちょっと分からなかったんですけど、そういったことも大きな留意点になるんじゃないかなと感じています。

例えば全く新しい学校で、教員も全員新しい先生の中で、そういうことでもやれば話は別かもしれませんが、そうならないですから。人事異動で教員は異動するって言っても、学校ごとにそういった教育のスタイルとか文化とか規範とかあるわけですから。そういった部分が変わると、子どもたちにも不安、心理的な負担があると思いますので、留意していただくことがいいんじゃないかなということは強く感じました。

それと（3）「児童生徒の意見」なんですけれども、年齢、発達段階を踏まえて書いてありますけれども、子どもの意見表明権って言われますけれども、今の課題とか現状とか、自分なりにまとめてきちっと表現することはできないですから、そのへんは保護者や教員がきっちり子どもの視点に立って、それを補うような形で出してあげないと。

要するにこどもの育ちにとってどうなのか、学びにとってどうなのかということを、その観点で出してあげないと。

こどもたちに自分たちの意見言えと言っても、なかなかそれは難しいと思うんです。

後で実はそうじゃなかったという話になっても困るので学校の先生とか保護者とかが留意した上で、十分にこどもたちの意見も汲み取った意見を大人が出してあげるほうがいいんじゃないかなということは感じました。

以上です。

○今西座長 はい、ありがとうございます。どうぞ皆さん方のご意見いかがでしょうか。

○八尾構成員 この第7章で完全に個人的にパッと思っただけなところはあるんですけど。

保護者とか地域にすごく寄り添ってもらってる内容になってるなっていう反面、学校の先生の負担は増えるんじゃないかなと思うんです。

今まさに私の娘が通っている学校は全学年単学級で、一番少ないと10人のクラスの学校ですけど、先生が休まれているんですね。そこで校長先生、教頭先生が教壇に立ってるっていう話をついこの間聞いたところなんです。

学校の先生も今はなり手不足とかそんなこともありますけどそういう状態になると、結局はこどもたちのためになってない状態になってしまうので、先生方への配慮をできるような内容もこの案としてどこかに入らないかなっていうのはちょっと思ったところなんです。

○今西座長 はい、ありがとうございます。

是非次の懇話会で出す時には八尾構成員の意見を入れていただければいいと思います。

私の個人的な話ですけど、(6)「学校跡地の利活用」で言いますと、私は社会教育やっていますので、社会教育施設にしてほしい。

それから土日にこどもたちが学校へ来て、わあという声が聞こえる、地域の高齢者も、お父ちゃん、お母ちゃんもみんな集まってというような、そういう社会教育のコミュニティを作れるんじゃないか。しかも災害の時には役に立つという、そんなことを私は勝手に思ってます。

これは個人の意見ですが、会議として流れで発言させていただきました。

○八尾構成員 今、統合された跡地っていうのは、住宅以外にはどんな活用がされているんですか。

○今西座長 いろいろあります、私立学校に売却するというケースもあります。

ただ、そんなに皆処分しないで持っているんです。なぜかという最大の問題なのが避難地の確保、これは行政の最大課題の一つです。例えば大阪市の場合は、ある学校を私立学校に手放したんですが、すごい条件を付けています。「災害の時は災害の対応を最優先するように」という条件があります。そういう意味で私もびっくりしました。ここまで厳しくやるのかという。

ですから、自治体によって違いますけどね。そういう意味では自治体はいろいろ工夫なさってるなっていう感じはありますね。今のは大阪市の一例ですけどね。

他に何かございませんか。

○菅構成員 今のお話で、平成19年度の新湊小学校に再編成された湊小学校は残ってるんですけど、ここは普通に自治会が体育館と運動場を地域会館のように使っていっちゃいますっていう、その情報提供だけ

なんですけど。

○八尾構成員　　そういうことをやっていければいいかなと思うんですけど。

実際、住宅になっている地域もあるのかなとか思ったりもして。いわゆる良い使い方ができればいいなというのを思いますね。

うちの校区の話で、公園はあるんですけどボール遊びはできない、でも小学校6年生とかになると、サッカーして隣の家にボールを入れて、この間聞いた話だと毎週その家に謝りに行っているのは先生だったんですよね。保護者が行けばいいのにつて、聞いてて思ったんですけど。

やっぱり学校に連絡が掛かってくると、先生が謝りに行ってるっていう事もあるので、そういったところからでも跡地が有効活用できればなあとは思いますが。

○今西座長　　私も昔に謝りに行ったことがあります。

構成員の皆さんはよろしいですか。

では次に、第8章「基本方針の推進及び検証」について事務局からご説明をお願いいたします。

次第2 （5）第8章「基本方針の推進及び検証」

○事務局　　第8章では（1）「行動指標」、（2）「基本方針の見直し」として整理しています。

「行動指標」についてですが、この項目は第1回懇話会後の内部検討を踏まえ、「目標指標」から「行動指標」に修正したものです。

学校配置の適正化を進めるに当たっては、対象校区の保護者や地域住民の方々と丁寧に対話を重ねながら、理解と協力を得て進めるということが不可欠です。

そのため、再編の実施件数や時期等を一律の数値目標として設定することは適切ではなく、地域の実情や意向を十分に踏まえながら進めることが重要であると考えています。

そこでこの章では、学校規模及び配置の適正化に向けたゴールは、再編の実施そのものにはなりますが、再編の時期や件数等を数値目標として設定するのではなく、本市が主体的に取り組むことができる事項を行動指標として設定し、対象校区の実情把握や取組手法の検討・共有を着実に進めながら、学校規模及び配置の適正化の実現に向けて責任を持って取り組む姿勢を示しております。

これは再編の検討に当たり、保護者や地域住民の皆様との対話を通じて、校区の実情や課題を把握し、その上で再編の方向性や具体的な方策を検討していくことが不可欠なプロセスであり、そのプロセス自体を着実に積み重ねていくことが重要であるとの考えによるものです。

また、学校規模や配置を取り巻く状況は今後も変化することが想定されるため、行動指標に基づく取組状況を教育委員会へ定期的に報告し、その結果を踏まえながらPDCAサイクルによる継続的な検証と見直しを行う考え方を示しています。

第8章の説明は以上でございます。

○今西座長　　第8章をご説明いただきました。

どこの自治体も学校規模や配置の適正化は長期的に取り組んでおられます。堺市も同様だと思います。

進捗管理については、検証を継続的に行うことが重要である、もちろん先ほど八尾構成員がおっしゃったとおり、スピード感というのも非常に大事なことだということも問題としてあると思います。

それから社会情勢に応じて見直しがやっぱり必要なんですね。特に人口の増減の問題とか、いろんな問題

あります。そういったことも踏まえてやっていく必要があるということを思っております。

今の第8章の方針の推進及び検証について、構成員の皆さんからご意見を頂きたいと思います。

○宮坂構成員　基本方針の考え方はもちろんいいと思うんですけども、基本方針の見直しのところでPDCAって書いてあるじゃないですか。このPDCAサイクルって政策を実施していくに当たって、ちょっと違うような気がするんですね。

この基本方針、計画立てた後に実行って、普通は政策を実行していくみたいな感じになってきますよね。

だから、このPDCAサイクルに半ば無理やり当てはめたいみたいな感じになってるので、それはちょっとどうかかなと思ったんですね。実行じゃなく、例えば再編整備懇談会っていうのを持つというのは、まだどちらかといえばPの段階になりませんか。ですから、それでそれがいきなりチェックになるんじゃないかと、再編なのか再編しないのか分からないですけど、その結論が出て、それを実施する。そこでまたプランの中で実施計画が出ると。その実施計画が出たものに対しての進捗を教育委員会がもう1回チェックするんですか。何をチェックするのかなとかですね。

このPDCAサイクルに、ちょっと無理やり当てはめられているのではないかなと思って。ちょっと理解がうまくいかないというところがあるんです。このPDCAって何なのかなと。

○事務局　これは内部でも議論をしているところでございます。

宮坂構成員がおっしゃるように、「基本方針自体を見直していくためのPDCAサイクル」ということで現在整理をしております。

まずこの方針を立てます、その取組手法等の計画を立てるところは、第6章（2）取組手法の中で言う①と②のところを、Pの段階として考えます。そして一つの大きなプロセスである「再編整備懇談会」が、一つの具体的な動き、いわゆる「DO」としてこの方針の中で定めています。それを本当にこのやり方で、この方針に書かれている取組の流れで実効性が上がるのかというところ、この方針自体の内容等を都度チェックしていただいて、それに応じて改善をしながら、方針自体を見直していく、ということで今整理をしております。

宮坂構成員がおっしゃるように、実際の地域の個別の事案をPDCAに回さないんですかっていうことも整理が必要だと思っています。

○今西座長　PDCAに落とし込もうと思ってやりはったからね、ちょっと無理があるんですよ。

ただPDCAに落とし込まないと、市民の方々に理解してもらうことが難しいですからね。

他にもいろんな手法があるんですけどね。一番分かりやすい手法を取りはったんで、ちょっと無理な面があるなと思ってます。

他どうでしょうか、よろしいですか。もし何かありましたら、他のところでも結構ですのでどうぞおっしゃってください。

○事務局　第7章のところで、構成員の皆様からおっしゃっていただいた貴重なご意見がありました。

まず先生方の負担というところですけど、ご配慮いただいてありがとうございます。

我々がそれを盛り込むには、正直多少躊躇するところがありまして、そういったご意見を頂ければ、あくまでガバナンスの範囲で何らかの表現を盛り込めたらと考えます。

そしてもう一つ、第7章（3）「児童生徒の意見」のところで、ここに書いてはないですけど、こどもたちからの意見は受けるんですけど、こどもたちを判断の主体に絶対しないというところは、我々はベースにしたいと思っています。そういう意味でここはしっかり提示していきたいと思います。

○今西座長 構成員の皆さん方よろしいでしょうか。

はい、では本日も様々な観点から、構成員の皆さんから大変貴重なご意見を頂戴したと思いますが、ここで打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、事務局から何かありますでしょうか。

(事務連絡)

○事務局 第3回の懇話会は、10月上旬の開催を予定しております。

本日頂いたご意見を踏まえ、「基本方針案」を作成し、第3回懇談会において、「基本方針案」について改めてご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○今西座長 本日予定している案件は以上でございますが、何か構成員の皆さんからございますか。

よろしいでしょうか。

それでは夜の時間ですが、章ごとに様々なご意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

私たちの意見はおそらく事務局で十分に整理した上で、10月に「基本方針案」の中で、示していただけるものだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお渡しいたします。

次第3 閉会

○事務局 本日は長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして第2回（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討懇話会を閉会いたします。

お忙しい中、皆様どうもありがとうございました。